

(香川県公安委員会)
香川県自転車防犯登録実施要領の
防犯登録所規定

自転車の防犯登録の取扱店（以下自転車防犯登録所と言う）になる為には香川県公安委員会指定団体香川県自転車軽自動車商協同組合（以下指定団体香自協と言う）へ別記様式第 1 号の防犯登録所登録申請書を提出して申請しなければなりません。

自転車防犯登録所の必要条件は次の通りとする。

- 第 1、自転車（アシスト自転車を含む）の販売又は修理を行う者であること。
- 第 2、香川県内に店舗を有すること。（第三者が視認して自転車等の販売所又は修理場であることが確認できること）。
- 第 3、防犯登録所は常時に指定団体香自協から通常の方法（電話連絡等）で連絡がとれる状態でなければならない。
- 第 4、防犯登録所が上記のほか下記の事項に違反した場合は指定団体香自協は改善のための勧告をし、なおかつ改善がなければ防犯登録所の取り消しの措置をとるものとする。
 - 1、 防犯登録所開設の手続き
防犯登録所になろうとする者から指定団体香自協へ防犯登録所登録申請書が提出されると、防犯登録所規定に違反がなければ別記様式第 2 号の委託書を交付します。
 - 2、 防犯登録所廃止の手続き
防犯登録所の業務を廃止しようとする時は指定団体香自協に対し別記様式第 3 号の防犯登録所登録抹消届を提出しなければならない。
なお、残存の自転車防犯登録カード（防犯登録所用）は保管期間である登録した年及びその翌年を過ぎたものは防犯登録所の責任に於いて裁断、焼却その他の復元できない方法により廃棄しなければならない。
 - 3、 防犯登録所の表示について
防犯登録所は表示を掲げる等の方法によってその所在の周知を図り、自

転車利用者の利便を図るように努めるものとする。

- 4、 正当な理由なく防犯登録業務を行わない事があってはならない。
- 5、 不正な方法により防犯登録業務を実施してはならない。
- 6、 その他法令に違反する等防犯登録所としてふさわしくない行為を行ってはならない
- 7、 防犯登録所は個人情報の保護に努め、登録の申込みを受けた登録カードは施錠のできる保管庫等に収納し紛失、盗難、毀損等の無いようにしなければならない。
- 8、 防犯登録所は指定団体香自協又は支部から登録カード及び登録証の配布を受けたときは、受払いの状況を明らかにしておかなければならない。
- 9、 登録カード（防犯登録所用）の保管期間
登録カードの保管期間は登録した年及びその翌年とし、保管期間の経過したものは防犯登録所の責任において、裁断、焼却その他の復元できないような方法により廃棄し、その状況を明らかにするものとする。
- 10、 新規の防犯登録の手続きについて
 - (1) 防犯登録所は自分が販売した以外の自転車の防犯登録をするときはその申込者が正当な所有者である事を確認できる公的な証明書（たとえば免許証等）及び販売証明書か譲渡証明書の提出を求め所有者の確認をした後、登録カードに所定事項を記入する。
防犯登録証は車体の見やすい箇所に取り付けるとともに、登録カード（防犯登録所用）は防犯登録所において整理保管し、登録カード（所有者用）は申込者に交付し、登録カード（提出用）は香川県自転車軽自動車商協同組合に原則として1週間以内に送付するものとする。
 - (2) 所有者を変更するときは、申し込み者が正当な所有者であることを確認し、確認できると既存の防犯登録の削除手続きをした後、新規登録の手続きをする。
 - (3) 防犯登録所は、盗難又は遺失の疑いのある自転車につき、防犯登録の申込みがあったときは、速やかに最寄の警察署又は業務所管課に通報しなければならない。
- 11、 削除登録の手続きについて
 - (1) 防犯登録の削除の申し出を受けたときは、登録カード（所有者用）

または身分証明書等により、防犯登録削除届の記載事項に間違いがない事を確認した後に、最寄の警察署を経由して業務所管課に防犯登録-削除届を送付するものとする。

- (2) 防犯登録所は盗難又は遺失の疑いのある自転車につき、削除登録の申し込みがあったときは、速やかに最寄の警察署又は業務所管課に通報しなければならない。

12、 修正登録の手続きについて

- (1) 修正登録は所有者の住所、電話番号、もしくは姓が変わったときの修正である。

修正事項の申出を受けたときは、登録カード（所有者用）又は身分証明書等の確認をした後、防犯登録修正届の提出を求め、最寄の警察署を経由して、業務所管課へ防犯登録修正届を送付するものとする。

- (2) 住所の変更は県内に限るものとし、県外からの転入については、新規登録を行うものとする。この場合は、県外で実施した防犯登録は、当該都道府県警察の措置に委ねるものとする。

- (3) 防犯登録所は盗難又は遺失の疑いのある自転車につき、修正登録の申込みがあったときは、速やかに最寄の警察署又は業務所管課に通報しなければならない。

- 13、 防犯登録所は、このほか香川県警察の香川県自転車防犯登録実施要領の記載事項を良く理解し、登録業務を実施しなければならない。なお、最寄の警察署又は業務所管課から登録カード又は番号標に関して照会があったときは、これに協力しなければならない。

香川県自転車防犯登録実施要領の防犯登録所規定